

栃木県社会福祉士会会報



〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 発行 一般社団法人栃木県社会福祉士会
TEL 028-600-1725 発行責任者 原田 欣宏
FAX 028-600-1730 編集責任者 長 秀紀
ホームページアドレス <http://www.tochigi-csw.org/>

48号

発行日 平成29年7月30日

羅針盤



支え合い福祉のあり方 テーマ「貧困」

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

地域福祉部長 斎藤 禎



羅針盤	1
トピック	2
福祉士おもしろいだけりレー	3
会長の視点	3
授産製品・店舗紹介	4
情報の広場	5
今日の一冊	6
福祉士会通信	7~8
編集後記	8

子どもの相対的貧困率が16.3%（平成24年）で、6人に1人が貧困状態にあるという発表がありました。私は毎朝の通勤途中に小学生がグループで登校する姿を見かけますが、割合でいえばそのグループごとに数名貧困状態の子どもがいることになります。想像以上に身近に起こっている課題といえます。

そもそもここでいう「貧困率」とは何でしょうか。貧困率には相対的貧困率と絶対的貧困率があります。

相対的貧困率とは、「一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。」（「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」平成27年12月18日内閣府、総務省、厚生労働省）と説明されています。

一方、絶対的貧困率とは、「必要最低限の生活水準を維持するための食糧・生活必需品を購入できる所得・消費水準に達していない絶対貧困者が、その国や地域の全人口に占める割合。絶対的貧困の基準は国や機関、時代によって異なる。」（デジタル大辞泉より抜粋）になります。

我が国における貧困対策をみますと「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に、「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行されました。

また、生活保護制度の状況については、その受給者数は約215万人で平成27年3月をピークに減少に転じました。また、受給世帯数は約164万世帯で高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いているとのこと。

一方、民間活動における貧困対策の一つとして「こども食堂」があり、全国各地で広がりを見せています。栃木県内でも各地で開設され、また、「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアー！in 栃木」が昨年11月に宇都宮市で開催されました。参加者は、行政機関、教育委員会、社協、福祉施設、民生委員、NPO、自治会、ボランティア、学生など、様々な職種の方々と、定員を上回る200名以上の参加がありました。栃木県内でもこども食堂への関心の高さが伺えると同時に、参加された方々がそれぞれの地元でこども食堂を開設することを期待するところです。こども食堂は、貧困対策の一つではありますが、交流促進を目的とした「共生食堂」の面も持っています。いずれにしても子ども食堂への期待は高まっています。

平成27年の子どもの相対的貧困率は13.9%で、平成24年と比較して2.4ポイント低下しました。しかし、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯員では50.8%で、高い水準にあります。

まだまだ貧困対策は重要な課題であり、その取り組みとして公的なサービスと民間による取組みが相まって我が事丸ごと地域共生社会の実現に向けて、貧困も含めて包括的な支援体制をつくっていくことが今後ますます重要になっていくことと思います。





近年、貧困に対する支援がクローズアップされています。平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」により、どのような支援が現場で行われていて、どのような課題があるのか、今回、2名の担当の方にそれぞれの実践から生活困窮者支援の現状と課題を語っていただきました。

貧困支援の現状と課題 ～私の実践から～ ①

佐野市社会福祉協議会 堤 崎 正 人



自分は数年前、日常生活自立支援事業に関わっていた事もあり、その当時の経験と自分の主観も多少入れて報告させていただきたいと思う。佐野市での生活困窮については、昨年度に新規相談件数として93件計上させていただいた。他市と比較してみても平均的だとは思いますが、そこから生活困窮状態を脱するために行うプランニングまでつながるケースは半分以下であり、相談のみで終了するケースや生活費を工面してほしいという貸付対象ケースが多かった。この制度は、自立相談支援、就労準備支援、就労訓練、住居確保給付金の支給、家計相談支援と事業内容は多岐にわたるが任意事業も多く、人的配置の関係等で対応が出来ない市町もある。第2のセーフティーネットとして機能するよう居住地を確保し、生活安定を図るため就労支援を行い、緊急的な支援が必要なケースにも対応し、生活の安定を図るため家計再建の支援と子供の支援を行うが、その後の生活安定を図る為、全体的な支援体制を確立していく必要がある。

が、これは現在厚労省が進めている「我がまる」につながるところが多くあると考えており、今後協同していく必要があるのではないかと感じている。話を戻すが、相談の多くが多重課題を抱えているケースである。例えば年金生活であるが年金額が少なく生活が困窮状態であり就労が必要だが年齢的な問題があるケースや、40～50代の子供と同居し、その子供が社会不適

合的な要素を持っているため親の年金のみで暮らしているケース、シングルマザーで子供を育てながら収入の安定した職を得て生活の改善を図りたいケース、日本語があまり得意ではない外国の方が日本で安定した生活を送りたいケース等、生活困窮の窓口だけでは対応出来ないケースばかりであり、多くの関係機関や行政との連携と協同が必要となってくる事業である事は間違いないが、この制度自体が就労による自立を支援することに重心を置いている事により、経済的な支援は制度的にほとんどなく、緊急的な対応も難しい状態である。就労する事に問題を抱えるケースは総体的な支援が必要となる事が多いが、とりあえず就労に結び付けば問題解決という風潮があり、本来であれば諸問題に対応しながら就労を行っていく事が必要となるケースに対応しきれない現状がある。ケースのモチベーションや問題対応能力、就労意欲と就労力をワーカーとして見定め、問題解決の為に処置と対処を同時に行わないといけない場合が多く、更に精神的な部分に問題を抱えているケースも急増してきている。そういった多重課題を持ったケースに対応すべく、制度理解と更なる協力体制の確立、そしてスーパーバイザーとなりえる窓口を確立し、制度熟成を図る必要があると感じており、その担い手の1つとして栃木県社会福祉士会に大いに期待するところである。

貧困支援の現状と課題 ～私の実践から～ ②

栃木市社会福祉協議会 川 村 大 輔

生活困窮者自立支援制度が平成27年4月に始まり、2年が経ちましたが、日々この事業の難しさを痛感しています。

私がこの相談事業で最も大切にしていることは、相談者を受け止めきることだと考えています。相談者の方々が自立を目指すにあたり、「解決手段となる社会資源」がないと、気持ちや悩みを受け止めることは出来ても、具体的な解決までの道筋と出口が見えなく、傾聴のみになってしまい、相談が終結してしまう事が多くありました。

例えば、「就労」が生活課題の場合、ハローワーク等へのつながりを中心とした就労支援だけでは、規則正しい生活習慣が身についていない、人とコミュニケーションが苦手など就労に関する他の生活課題があると、就職活動の時点でつまづいてしまいます。ハロー

ワークや若者サポートステーションなどフォーマルな社会資源だけでなく、保護司と繋がりのある企業での仕事体験、NPO法人や市民活動推進センター、ボランティア団体の協力による社会との接点作りなど、相談者の個性や困難性に応じた段階的で多彩な支援プログラムを用意し、始めて、様々な生活課題を抱える相談者の自立に繋がるのだと思います。

また、地域住民の方々に事業の説明会を行うと、よく困窮に陥る原因として自己責任という言葉を目にします。私としては、生活困窮者の問題は、ケース毎に抱える生活課題も背景要因も異なり、いつ、誰にでも起こり得る身近な問題であり、個人だけでは解決できない地域課題だと考えています。個々の相談だけでなく、地域にアプローチすることも重要視していきたいです。

福祉士 おもいのたけリレー

県内で活躍する社会福祉士が、実践への「おもいのたけ」を語っていくコーナーです。このコーナーは、リレー方式で次の社会福祉士につないで掲載していきます。

掲載内容：①氏名（ひらがな）、②所属、③趣味、④実践へのおもいのたけ

①高橋 麻美（たかはし あさみ）

②おおたわら総合在宅ケアセン

ター居宅介護支援事業所

③カフェに行くこと、読書

④重症心身障害児・者の入所施設、特別養護老人ホームで勤務後、昨年12月より現在の職場で介護支援専門員をしています。慣れないこともまだまだたくさんありますが、多くの方々に助けをいただきながらどうにか日々の実践を行っているところです。

先日、現在担当している90代の方の腰痛が悪化して新たなサービスを使い始めることになり、ふとした会話の中でご家族と「生き抜くって大変よね」との話になりました。そのときは何気なく聞いていましたが、後になり「生き抜く」という言葉が、ただ漠然と時を重ねてきたのではなく、これまでの経過や思いなどい



ろいろなものを抱えながらその人なりに必死に生きてきたことをよく表している言葉のように思えました。同時に、いざとなると現在の状況や先入観にとらわれすぎて、経過や思いも意識した支援ができていないことを思い知らされました。

資格を取ってからがスタートと言いますが、日々の実践の中で新たな経験もある一方、利用者主体や自己決定のあり方、制度のことなど様々な形で社会福祉士としての学び直しや振り返りの機会をいただいております、上記のこともその1つだと感じています。

業務に追われてしまい余裕がなくなることもありますが、利用者さんが「生き抜いた」と思えるよう、いただいた学びを少しでも実践の中でお返しできればと思います。

次は、福島県県南教育事務所の船山克美さんにバトンをつなぎます。

会長の視点

一般社団法人 栃木県社会福祉士会

会長 原田 欣宏



6月3日、4日に福島県郡山市で開催された「日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会」には、1,100名を超える参加者により盛會うちに終了した。東日本大震災から6年が経過した今、福島県社会福祉士会が渾身の思いを込めていることを肌で感じられた企画運営であった。大会のテーマである「障壁をこえて～共に歩む社会福祉士」には、震災とその後続く原発事故による被害を直接取り上げなかった。それは、今なお自分たちの生活に広く深く突き刺さる、取れない「とげ」をあえて「障壁」と表現して、どこにでも起こり得ることとして表現したものだと私は受け取った。

福島特別分科会では、「福島県のソーシャルワーカーと専門職団体の実践から考える～大規模災害時、私達は何をしてきて、これから何ができるのか～」としている。つまり、あくまでソーシャルワークの実践として自己分析に徹して、支援の必要な人に何ができるかを前向きに検討するための問題提起であった。そこには、直後から被災者である支援者が、同じく被災者である人のニーズにこたえるための強い意志と、先を見通せない中での葛藤を、客観的に支援の内容を語っている。

5月には成年後見制度利用促進法の施行に伴い、具

体的な運用について、内閣府、厚生労働省、法務局、最高裁判所による説明会が実施された。市町村行政、家庭裁判所、専門職団体が具体的に連携することによって、その内容を真に必要な人に届くための取り組みが必要である。残念ながら、栃木県は市町村長申立件数（10万人あたり）が3年ぶりに最下位に返り咲いた。このことは、高齢者虐待防止法に基づく養護者虐待の通報相談件数とは正の相関関係であった。ただし、岡山県のように首長申立てに関する職能団体の連携が全国的なモデルとなる地域では、虐待対応にかかる相談通報件数の低下に一定の効果が表れている。

地域で暮らす全ての人に権利擁護を実現するために、私たち社会福祉士は何をすべきか。真に支援を必要とする人に、組織的なアプローチをかける準備が不足していることを実感させられる。すでに既存のサービスによる枠組みで限界を超えていることも、それを乗り切るために個々のネットワーク構築が重要であることも私たちは知っている。だからこそ、今おきている現状を伝えることに力を注ぐ必要があるのではないか。福島や岡山の取り組みを見て地に足の着いた活動の重要性を改めて感じた。

授産製品・店舗紹介

このコーナーでは、障害のある方々が作る授産製品や販売する店舗をご紹介します。

多機能型事業所 つくし

住所：那須塩原市西三島4-183-74

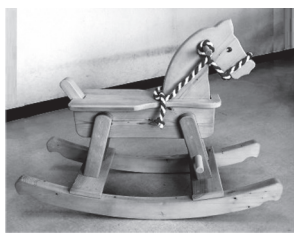
電話・FAX：0287-37-0860

多機能型事業所つくしは、昭和55年に開所しました。現在は那須塩原市社会福祉協議会が運営しています。

木工、手芸、農業、内職と多種の作業が行われており、その人にできることを見つけることができます。

木工品は、職員が形を作り、利用者さんが丁寧にやすりをかけます。表面がなめらかで、やさしい手触りです。木目も綺麗で、いい香りがします。品質の良い木材を、木材店の協力で手に入れることができます。

子ども用の椅子は座面がフタになっていて、おもちゃ箱になっています。スマホ立てはデザインが豊富で、特に動物シリーズは人気です。木馬は、知る人ぞ知る名品です。表札、メッセージボードなどオーダーメイドにも対応します。希望のイメージを伺ってデザインを起し、製品化します。



手芸品は、利用者さんが織った「さおり織」を、親の会の協力で製品化したものです。織機で、様々な色や素材が織り込まれています。ストール、バッグ、ポーチ、ストラップなど、風合いが良くおしゃれです。

敷地内の畑では、スナックえんどう、なす、きゅうり、じゃがいも、とうもろこしなどの野菜や、さくら草の苗といった園芸品を作って販売しています。

地域の自治会との交流があり、8月には「釜の蓋まんじゅう」を差し入れていただいています。事業所の餅つき大会には招待をしています。イベントの際には、利用者さんが製品を直接販売します。地域の方と交流し、売れる喜びを実感できる機会となっています。



○木工品と手芸品は、つくし協力店（市内5か所：スーパー・直売所など）で常時販売。野菜は、所内で販売。

例）スマホ立て：300円 CD ラック：350円

本 立 て：350円

椅子型おもちゃ箱：2,000円

（国際医療福祉大学 山口 佳子）

就労支援事業所 konomi

社会福祉法人 共生の丘

宇都宮市飯田町261 電話 028-612-8575

konomi カフェ 11：00～13：00 月～金

就労支援事業所 konomi では、利用者様とご家族とのコミュニケーションを大切に、丁寧な支援及び環境を提供しています。

おなじみのパンや焼き菓子の他、2012年からは「手作り餃子」の販売も開始しています。この餃子は、現在の場所に移転する前に、地域の餃子店からレシピを受け継ぎ職人からの技術指導を受けています。あえて省力化せず皮も餡もすべて手作り、秘伝のタレが活きる本格的な味です。

また、同年に konomi カフェをオープンしています。季節の植物に囲まれた建物の中に入ると、可愛らしいオブジェが並んでいます。店内にはやわらかい光が差し込み、美味しい週替わり konomi ランチやスイーツをいただきながら、いつまでもくつろいでいたい気分になります。



就労支援事業所 konomi のパンは、利用者様に合わせ個別化された作業分担で作られています。良質な素材から丁寧に作られているパンは地域の役所、病院、学校で出張販売をされています。また、月2回第一第三木曜日は konomi カフェでパンの販売もされています。

シフォンケーキはクリスマス時期にはホールで売れる人気商品です。販売担当の利用者さんの「このパンかわいいですね。」と微笑みながらの言葉からもパン作りへの思いが伝わります。

「すべてはお客様のために」をモットーに事業が継続されてきた、その思いと努力が商品にこめられています。



メニュー（一部です）

週替わり konomi ランチ……………650円

餃子ランチ……………650円

週替わりケーキセット（ドリンク付き）……450円

あんみつ（ドリンク付き）……………550円

コーヒ……………250円

月2回第一第三木曜日はカフェでパンの販売をしています。

（宇都宮短期大学 勝浦 美智恵）

情報の広場

今回は、栃木県社会福祉士会の委員会の一つである生涯研修センター（研修委員会）についてズームインしてご紹介します。

「社会福祉士の研修体系」

生涯研修の中で、初めに受講するのは基礎課程です。基礎課程は基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと別れており、それぞれ1年度で学びます。基礎研修Ⅰが修了してから基礎研修Ⅱの受講が可能となり、基礎研修Ⅱが修了してから基礎研修Ⅲの受講へと進みます。



平成28年度基礎研修Ⅰの様子

基礎研修のⅠ～Ⅲまでを修了すると「認証された研修10単位」と「生涯研修制度独自の研修・実績3.5時間」となります（研修の修了時には、単位を取得することになり、1単位＝15時間です。詳細は「社会福祉士生涯研修手帳」別表 生涯研修制度の単位の認定基準参照）。

生涯研修では、基礎課程を含め「共通研修・分野研修」と、「スーパービジョン実績」及び「生涯研修制度独自の研修・実績」の単位（合計35単位以上）をもって生涯研修センターへの修了証明書交付申請を行い、同センターから証明書の発行により「第1期専門課程の修了」が認定されます。およそ5年毎に研修修了証明書交付申請を行っていくことになります。

栃木県社会福祉士会が独自に行う任意研修は、「生涯研修制度独自の研修・実績」に該当します。

近年注目されている成年後見人養成研修の受講のためには、基礎研修Ⅲ修了が要件となっています。また、認定社会福祉士の認定のためには、基礎研修を6年間以内に修了し、分野専門研修4単位、スーパービジョンを受ける4単位（1年間で2単位）、実務経験5年以上を合わせて、認定社会福祉士認証・認定機構へ認

定申請を行います。認定社会福祉士は5年毎の更新制です。

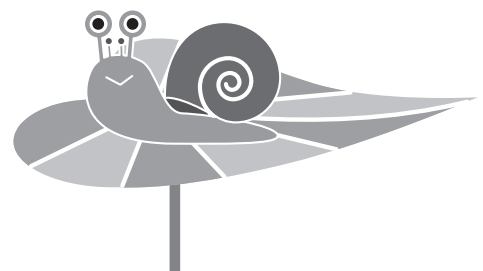
多くの努力を経て「社会福祉士」の資格を取得した私たちは、資格取得と同時に、「社会福祉士」という道を歩む出発点に立ちました。

日本社会福祉士会は、定款目的（第5条）において「専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努める」とし、事業（第6条）として「社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること」及び「社会福祉士の倫理及び資質の向上に関すること」を行うこととしています。これに基づき生涯研修センターが設置され、生涯研修の情報と研修機会の提供が行われています。

日本社会福祉士会の倫理綱領では、社会福祉士は専門職として「最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図り（Ⅳ.5）」、「研修・情報交換・自主勉強会等の機会を活かして、常に自己研鑽に努め（Ⅳ.5-1）」、「常に自己の専門分野や関連する領域に関する情報を収集するよう努めなければならない（Ⅳ.5-2）」としています。そして、自らの専門性を高める自己研鑽ばかりではなく、「社会的に有用な情報を共有し合い、互いの専門性向上に努め（Ⅳ.5-3）」る必要があります。（「社会福祉士生涯研修手帳」公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修センター2017.4発行より）。

詳細は、事務局を通して生涯研修センター（研修委員会）へお問い合わせください。

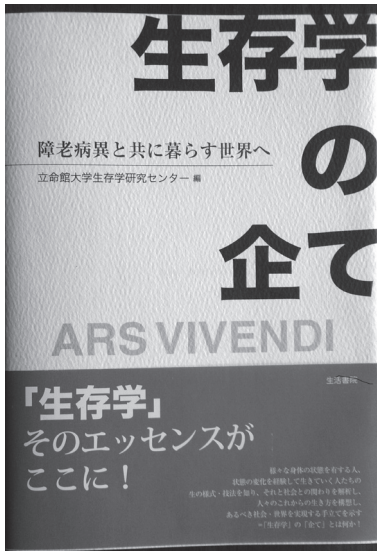
（富田 裕之）



今日の一冊

社会福祉士が日ごろの実践に関連する本を紹介するコーナーです。
今日は、『生存学の企て～障害病異と共に暮らす世界へ～』
立命館大学生存学研究センター編（生活書院）です。

まず、この本を手にとった理由を述べておきたい。社会学者である立岩真也氏がきっかけである。『現代思想』（雑誌：青土社）において精神医療の特集等で立岩氏を知り、様々な著書からも当事者へ向き合う姿勢が共感できた。昨年、たまたま興味があり参加した日本病院・地域精神医学会総会の一つのシンポジウム



「精神保健福祉法体制からの転換」に幸運にも登壇しておられた。失礼だが「社会学者」とはほど遠い印象のジーンズ姿に驚いたが、語られた言葉は当事者視点で痛いところを突かれたことを覚えている。

立岩氏は立命館大学大学院先端総合学術研究科教授で、立命館大学生存学研究センターのセンター長である。この本を作るに至る経緯や『生存学』、それらの研究・論文については、詳しく立岩氏により述べられている。メインは研究カテゴリー別に「大学院生や修了者によってこれまで書かれた文章の一部」とされる13の論文である。論文、と言っても難しいものではない。一部の内容を紹介すると、人工透析や障害者運動、ホームヘルパーの現代史、日系人の生き方、新型出生前検査について考える、等、今まで知らなかった様々なジャンルのことを学ぶことができる。論文は書籍になり、全文を読むことができるものもある。また、論文に使用された文献リストもウェブサイトから全文を見る事ができるものもある。もちろん、それらも全て本の中で紹介されている。この本は『生存学』を知るきっかけにすぎない。その後の世界を広げるのは自分次第、と言う事です。

(栃木県障害者相談支援協働コーディネーター 後藤 尚美)



栃木県社会福祉士会のブロック会・委員会・PT(プロジェクトチーム)の活動を紹介する掲示板です。

福祉士会通信

*社会福祉士の皆さま、日頃の実践の質を高めるため、福祉士同士の輪をつくるため、是非会活動に参加しましょう。福祉士以外の方におかれましては、ブロック会等で研修会等を企画しております。是非ご参加ください。

お問い合わせは、栃木県社会福祉士会までお願いします。

生涯研修センター、総務企画委員会、広報委員会、調査研究委員会、地域包括システム委員会、権利擁護委員会、ぱあとなあとちぎ、評価委員会

生涯研修センター

富田 裕之

平成29年度も基礎研修Ⅰ～Ⅲの開催と、任意研修2回の開催を予定しています。6月までに基礎研修Ⅱ(新規申込者12名、繰越4名)、基礎研修Ⅲ(新規申込者11名、繰越6名)が始まりました。会員皆様への自己研鑽の機会の確保と、研修促進のために知恵を



任意研修「記録の書き方」の様子

絞っています。任意研修は、1回目を7/8(土)に「記録の書き方」を実施しました。また、2回目を11/19(日)に「認知症の在宅ケア(仮称)」と題して開催する予定です。

総務企画委員会

永島 徹

今年度から総務企画委員会は、ブロック委員会も一緒になりました。このことにより、当会のより良い運営企画を検討していくことを、委員をはじめ、会員の皆さまと共に進めていきたいと考えております。例年通り、県北地区の社会福祉士の学習交流などをはじめ、活動・活躍されている社会福祉士の応援も、引き続き実施していきます。存在感のある社会福祉士会を目指して頑張っていきたいと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。

広報委員会

長 秀紀

当委員会では、会報の発行とホームページの管理運営を行っています。平成29年5月、7月に委員会を行い、今回の会報の内容について検討および最終確認を行いました。

会報では会員の方に広義な意味で福祉に関する本を「今日の一冊」のコーナーにて紹介していただいております。ぜひ紹介したい本があるという方は、事務局(028-600-1725)まで氏名および連絡先をご連絡ください。担当より折り返し電話させていただきます。よろしくお願いします。

調査研究委員会

大石 剛史

調査研究委員会では、昨年度、「栃木県の各地域における高齢者の貧困状況の実態とその支援のあり方に関する調査研究」をテーマに調査研究を行いました。県内各地域の生活困窮者制度担当ワーカー及び地域包括支援センターの社会福祉士の方にインタビュー調査を実施し、県内の高齢者の貧困状況とその支援の課題について研究しました。インタビュー調査を分析し、今年度前半には調査研究報告書をまとめ、会のホームページ等で公開を予定しています。

地域包括ケアシステム委員会

立川 正史

地域包括ケアシステム委員会では月に1回、県内で地域支援活動を積極的に行っている方をゲストにお呼びし、地域支援のノウハウを学んでいます。今年度はこれまで4名の方をお呼びしてお話を伺うことができました。お話を伺う中で、皆さんそれぞれ創意工夫をこらし、独創的な活動をしていることがよくわかりました。ただ、やはり地域への働きかけは相当大的な個人の力量が必要だということもわかってきました。では、地域包括支援センターに多い、若く経験の少ない社会福祉士にとっては地域支援の活動はやはり困難な

ものなののでしょうか。一面ではそれはその通りだと言えらると思ひますが、ゲストに話を伺う中で希望につながるような話が一つ共通してありました。それは、地域の人たちを巻き込んでいくような地域支援の活動には、活動の正しさを伝えていく論理的なアプローチよりも、活動の楽しさを伝えていく感情的なアプローチのほうが上手いくということです。それであるならば、知識や経験のない私たちでも地域の役に立つことができるのではないのでしょうか。これからの私たちに必要なのは知識や経験よりも地域にとけこむ笑顔なのかもしれませんね。

権利擁護委員会

高田 美保

平成29年度の権利擁護委員会は、さらに熱く厚く活動しています。高齢者虐待対応の研究普及を中心にしながら、普遍的な権利擁護についてもあらためてテーマとしました。

6月には市町地域包括支援センター新人職員等を対象とし、委員会作成独自プログラムで高齢者虐待対応研修を実施しました。弁護士会と協働する虐待対応センターでは契約した10市町からの相談を受け市町等を訪問しアドバイスをしています。

定例委員会では、言合い笑いあい、するどいつっこみ炸裂しながら答えのない権利擁護に向き合っています。

写真は、平成29年度栃木県高齢者虐待対応初級研修＜基礎編＞（H29.6 / 28.29 県庁）の様子。



ばあとなあとちぎ

児玉 幸弘

ばあとなあとちぎでは、昨年度の成年後見人養成研修を修了された23名が名簿登録に加わって85名の委員数になっています。

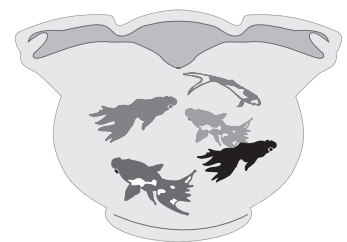
今年も受任依頼件数が伸びると思ひますが、大きな課題は成年後見制度利用促進法に基づく利用促進計画への対応で、外部機関との連携、後見活動の質向上（意思決定支援の実践活用や不祥事防止）が委員一人一人に与えられていると思ひます。

評価委員会

篠崎 文男

現在、今年度の外部評価の受任活動と第三者評価の受任活動を進めています。

今後は、実際の評価活動を進めていきます。また、夏から秋にかけて第三者評価と外部評価の評価員養成研修（新人研修）が予定されていますので、日程が決まりましたら皆様にご連絡いたします。



編集後記

6月30日に、夏越の大祓式が行われました。形代（人の形の白紙）を用い、半年間の罪・穢れを祓い、無病息災を祈ります。各地の神社で行われている行事です、年越しの大祓式も執り行われます。皆さんもお近くの神社で参加してみたいはかがしょうか。

（折田）